

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第6条第1項の規定に基づく
環境保護地区の指定解除等の審査基準を定める要綱

制定 令和4年9月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）（以下、「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく環境保護地区の指定解除等の審査基準について必要な事項を定めるものとする。

（条例第6条第1項第5号に該当することに係る審査基準）

第2条 条例第6条第1項第5号の市長がやむを得ないと特に認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第6条第1項第1号から第4号までの事由に該当したことにより環境保護地区の一部の土地の指定が解除された、又は解除されることが見込まれる場合において、当該環境保護地区の残余の土地の面積が2,000平方メートルを下回った、又は下回ることが見込まれるときに、当該残余の土地の所有者から指定解除の申出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な自然環境の形成・維持にとっての必要性、申出者において指定解除を必要とする事情等を総合的に勘案し、市長が特に必要があると認めた場合であって、熊本市環境審議会において指定解除が適当と認められたとき。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。